

## 平成25年小野町議会定例会7月第2回会議

### 議事日程（第1号）

平成25年7月30日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）  
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 7 議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐強登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	教育長	矢内今朝見君
総務課長	宗像利男君	町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君
税務課長	阿部京一君	教育課副課長	先崎英典君

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 先崎 幸雄 次 長 味原 広一  
書 記 先崎 悟 書 記 清野 昭雄

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） それでは、冒頭、大変蒸し暑いので脱衣を許します。

ただいまから、会議規則第10条第3項の規定に基づき、平成25年小野町議会定例会7月第2回会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

3番 竹川里志 議員

4番 宗像芳男 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（村上昭正君） 日程第2、本7月第2回会議の日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

7番、宇佐見留男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成25年小野町議会定例会7月第2回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

本7月第2回会議の日程は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りといたします。  
会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案第44号及び議案第45号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）について、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第44号及び議案第45号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成25年小野町議会定例会7月第2回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本7月第2回会議にご提案申し上げる案件につきましては、平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）及び平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）の補正予算、2議案、並びに条例の一部改正、1議案、工事請負契約の締結案件、1議案の計4議案をご提案申し上げた次第であります。

いずれも町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。よろしくお願いたします。

それでは、提出議案に係る提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号及び議案第45号の補正予算、2案件についてご説明申し上げます。

議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億6,010万5,000円とする予算案であります。

内容といたしましては、歳出におきまして、教育費に、各小学校の内壁の点検・修繕設計委託料及び小野新町地区仮置場予定地である大倉遺跡の試掘調査費用を計上し、財源として、歳入において、財政調整基金繰入金増額及び除染対策事業特別会計繰入金を計上するものであります。

議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,473万7,000円とする予算案であります。

内容といたしましては、歳入におきましては、県支出金に、小野新町地区仮置場予定地の遺跡試掘調査費用分として除染対策事業交付金を増額し、歳出において同額を一般会計繰入金に計上するものであります。

いずれも、早急に施行を要することから、今回ご提案申し上げたところであります。

以上、議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）、議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

---

#### ◎議案第44号及び議案第45号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）及び議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）の2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号及び議案第45号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第44号及び議案第45号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第44号及び議案第45号の2件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第44号及び議案第45号について討論を終わります。

---

#### ◎議案第44号及び議案第45号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第44号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第6、議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第46号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は東日本大震災で被災した地域の中で、復興産業集積区域に指定された区域において、指定を受けた個人事業者または法人が取得した家屋並びに償却資産及びその敷地に対しての固定資産税を課税することとなった年度から、5カ年分について課税を免除することが規定されておりますが、根拠法であります「福島復興再生特別措置法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第46号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第46号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第46号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第46号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第46号について討論を終わります。

---

◎議案第46号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 復興産業集積区域における小野町税の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第7、議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第47号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結についてであります。夏井地区仮置場敷地造成工事につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者13社を指名し、7月25日入札執行した結果、9,744万円をもって、小野町大字小野新町字団子田74番地1、飯岡工業株式会社が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上の9,862万6,500円であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。



以上、議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結についてご説明を申し上げましたが、なお詳細につきましては担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

---

#### ◎議案第47号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、久野峻議員。

○11番（久野 峻君） 議案第47号についてお尋ねいたします。

工事請負契約の締結については、そのものは別に問題視いたしません、説明の中で聞きますと、この仮置場造成工事について何か災害復旧工事の部分が約50%程度あるというふうなことであったわけであり、この件につきまして県の補助金が100%の中で実施するに当たりまして、災害復旧工事も半分あるというふうなことでありますが、これらについてそのような説明で通していった方がいいものかどうか伺いたいと思います。

なお、災害復旧工事そのものがあるとすれば別枠でやるべきでないかなというふうにも考えられますが、この辺、請負契約の締結の段階で一つ明確にしておかないと今後の問題が発生する可能性もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村上昭正君） 町民生活課長。

村上町民生活課長。

○町民生活課長兼除染推進室長（村上春吉君） ただいまのご質問にお答えします。

今般の工事請負契約であります、工事請負契約の内容につきましては仮置場本体の土工、のり面工、排水工、その他工事ということになっておりまして、のり面部分につきまして一部崩落部分がございます。そちらにつきまして原形復旧をさせていただくということでございまして、こちらの原形復旧につきましては除染対策の交付金をもちまして実施をするものでございます。通常の災害対策の復旧費というものではなくて、除染対策の交付金の中で原形復旧をさせていただくというような状況で請負契約を締結させていただくものであります。

なお、こちらにつきましては、県の除染対策課のほうと十分な協議の上、今回の工事発注になったところであります。よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（村上昭正君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第47号について質疑を終わります。

---

◎議案第47号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第47号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第47号の討論を終わります。

---

◎議案第47号の採決

○議長（村上昭正君） 次に議案の採決を行います。

議案第47号 夏井地区仮置場敷地造成工事請負契約の締結についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上で、本7月第2回会議に付議された事件は全て終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日7月31日から9月4日までの期間は休会となっておりますので、ご承知お祈りいたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時22分